

平成 24 年 3 月 21 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 24 年 2 月 29 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該 当 箇 所( 条 項 番 号 等 )	意見・照会事項等	理 由 等
<b>(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令</b>			
1	全般	平成24年3月31日に平成23事業年度が終了する場合には、当該(平成23)事業年度に係る有価証券報告書(平成23年4月1日～平成24年3月31日)から改正内容が適用されるとの理解でよいか。	確認のため。
2	第二号様式(57)コーポレート・ガバナンスの状況 a-(c)	「選任するための(基準又は方針)」との表現であると、当該基準等が直接選任に影響を与える厳格なものであると判断されるおそれがあることから、「選任にあたり参考としている」等へ表現振りを変更願いたい。	選任の基準等については、あくまで「参考」あるいは現行府令にあるような「考え方」であって、選任に直接的な影響を与えるものではないことも考えられるため。
<b>(2) 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正</b>			
3	B 基本ガイドライン 5-19-2	「他の会社等」とは、提出会社の社外取締役・社外監査役が役員若しくは使用人を務める単一の「会社その他の人格主体」を指すと解してよいか(当該他の会社の関連会社等まで括がらないと考えてよいか)。また、「役員」「であった場合」の定義を明らかにしていただきたい。	各用語の定義が明確にされないと、際限なく調査の必要が生じ、実務に過大な負担を生じるため。
4	B 基本ガイドライン 5-19-2	1. 「留意する」とあるが、記載の範囲や内容を拡充するといった主旨との理解でよいか。仮にそうであるならば、可能な範囲で具体的な目線をお示しいただきたい。 2. 「他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」とあるが、いつまで遡る必要があるのか(無期限か)。また、「その他の利害関係」はどの程度までと考えればよいか。提出会社(上場会社)の子会社との利害関係は含まれないとの理解でよいか。	確認のため。
5	B 基本ガイドライン 5-19-3	「当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」を記載した場合には、開示府令に定める義務を履行したと考えてよいか。	確認のため。